

丹波市長

様

変更届：使用者および所有者を変更する場合

受付印

給水装置設置
下水排水設備

所有者変更届・使用者変更届・使用

持参された方の署名と連絡先をご記入ください

(該当する箇所には○印をつけてください)

届出内容(上水道)	開始・再開・休止・廃止・臨時・変更	届出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
開始・再開・休止・廃止・変更 予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	ふりがな 提出者氏名	たんば すいたろう 丹波 水太郎 TEL (012) 345 - 6789
届出内容(下水道)	開始・再開・休止・廃止・変更	変更理由と料金精算の有無 (変更する場合のみご記入ください)	
開始・再開・休止・廃止・変更 予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	変更理由	売買のため
下水使用水区分 及び人数	☐ 水道水のみ ☐ 井戸水等(使用人数 人) ☐ 併用(使用人数 人) ※下水道使用水区分が[併用]の方が上水道を休止し、継続して井戸水等を使用する場合は併用を記入してください	料金の精算	有 無
[上下水道共通]	表面と裏面の該当箇所の記入は、漏れのないようお願いいたします		
使用場所	〒 669 - 〇〇〇〇 丹波市 〇〇町 〇〇 123番4 施設名称または屋号 〇〇〇〇アパート 部屋番号 101		
新使用者・新所有者 [裏面誓約書への同意]	ふりがな すいどう きよこ 氏 名 水道 清子 (印) TEL () -		
水道料金・下水道使用料 納入方法	☐ 納付書 ☒ 口座振替(金融機関へ書類の提出が必要) ☐ 口座振替(以前から登録済の口座から引き落とし) いずれかに ✓ してください		
納付書送付先 (使用場所以外へ送付する場合のみ記入)	〒 - 住所 必要に応じて記入してください TEL		
前使用者・前所有者 [裏面誓約書への同意]	〒 - 連絡先住所 前所有者様住所 ふりがな たんば りゅういち 氏 名 丹波 竜一 (印) TEL (123) 456 - 7890		
精算分の 納入方法	☐ 納付書 ☐ 口座振替(以前から登録済の口座から引き落とし) いずれかに ✓ してください		
所有者承認 (管理者・代理人等) [裏面誓約書への同意]	〒 - 住所 ふりがな 氏 名 (印) TEL () -		

「太枠内のみ記入してください」

裏面誓約事項を遵守することを承諾し、上記のとおり届出します。

※ 給水装置を再開栓する場合は、開栓手数料 1,000円を添えて申請してください。

※ 給水装置、下水道排水設備を休止する場合は、必ず、休止届を提出ください。

※ 開始(メーター新設)もしくは廃止(メーター撤去)される場合はこの届のほかに手続きが必要ですのでご相談ください。

※ 使用者等の変更に合わせて料金の精算を希望する場合は、「料金の精算」欄の“有”に○印をつけてください。

【上下水道部処理欄】

量水器	番号	検満日	年月	指示数	m ³	
給水の種別	一般()mm	検針日	/	用途(統計)		
使用者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	※市役所使用欄 使用者番号を記入のこと				
給水区域						
下水道処理欄	区分	※市役所使用欄 受付窓口と受付者署名(または押印)及び必要に応じてFAX送付欄を記入してください。				
備考						
決裁	上下水道部	お客様センター	入力	開栓手数料	受付・裏面説明	FAX送付
			チェック			※当日・翌日のみ

※！※！※！※ 必ずお読みください※！※！※！※

水道メーターは、開栓・閉栓(休止中)を問わず全てのメーターの検針を2箇月に一度、実施します。メーターボックスをご確認いただき、次のことにご協力をお願いいたします。

- メーターボックスの上には車や物を置かないでください。
- 飼い犬はメーターボックス付近から離れた場所に繋いでください。
- メーターボックスを隠すような植木や雑草は取り除いてください。
- メーターボックス内に泥や水がたまらないよう、いつもきれいにしてください。
- 家の増改築などの際にメーターボックスが支障となるときは、検針しやすい場所に移していただくこととなります（費用は所有者様のご負担となります）。

=+★+★+★+★= 検針作業がスムーズに行えるよう、皆様のご協力をお願いいたします =+★+★+★+★=

誓 約 書

給水装置の使用に関して

- 一. 給水装置の使用に際し、丹波市水道事業給水条例及び丹波市水道事業給水条例施行規程、並びに関係法令を遵守します。
- 一. 給水装置を善良な状態で管理いたします。
- 一. 非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令または丹波市給水条例の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市がその責任を負わないことを承諾いたします。
- 一. 水道料金・下水道使用料等を滞納した場合、給水の停止を受けても異議ありません。
- 一. 使用を休止する場合は、遅滞なく「休止届」を提出いたします。

休止の場合（適用対象:給水装置所有者様）

- 一. 給水装置の休止期間については3年以内となっており、さらに休止を継続したい時は、改めて給水装置（変更・使用）届を遅滞なく提出いたします（継続は一度のみ、最長6年）。なお、決められた届出を怠った場合や、休止期間が満了した場合、給水装置の切り離しをされても異議申し立ては一切いたしません。
- 一. 給水装置の休止期間であっても、給水装置を善良な状態で管理いたします。

井戸水等の使用を休止する場合のみ

- 一. 井戸水等が使用できる状態ですが、下水道へは流しません。
- 一. 井戸水等を下水道へ流す場合は、下水道排水設備使用届を遅滞なく提出いたします。

休止の理由

住 所

氏 名

_____ 印